

令和 4 年度
「ごみ屋敷」に関する調査報告書

令和 5 年 3 月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

目次

はじめに～本調査について～	3
1. ごみ屋敷事案の認知件数と、そのうち改善した事案の件数及び理由	4
2. ごみ屋敷事案の主な認知方法	6
3. ごみ屋敷事案に対して行っている対応	7
4. ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況	8
5. 条例等において居住宅と空き家のどちらを対象としているか	10
6. 条例等における規制対象	11
7. 条例等におけるごみ屋敷の定義	12
8. 条例等の適用対象になるかを判断する上で重視している点	14
9. 条例等に規定された行政機関による措置の内容	15
10. 条例等に規定された罰則規定の有無	17
11. 行政機関による措置の適用件数	19
12. ごみ屋敷事案の改善にあたっての課題	20
13. 条例等を制定する上で工夫した点、条例等を改正した理由	21
14. 条例等の制定に当たっての課題	22
15. 条例等の制定を予定していない理由	23
16. 条例等の施行以外で、ごみ屋敷事案の改善に効果のあった施策等	24

はじめに～本調査について～

（１）調査目的

ごみなどが屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険が生じるいわゆる「ごみ屋敷」の事案については、条例等の制定や指導、支援を行うなど、各自治体が生活環境の保全や公衆衛生を害するおそれのある状況に対応している。

本調査は、各市区町村における対応事例等の把握を目的として、下記のとおり実施したものである。

（２）調査対象

全国 1,741 市区町村

（３）調査方法

各都道府県の協力の下、同都道府県管内の全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

（４）調査時点

令和４年９月末時点

（５）回答状況

回答市区町村数：1,741（回答率 100%）

1. ごみ屋敷事案の認知件数と、そのうち改善した事案の件数及び理由

平成30年度から令和4年度の直近5年度の期間で、ごみ屋敷事案を認知している旨回答した市区町村は661と、全体の約38.0%であった（図1）。また、認知している事案のうち改善した事案の割合を都道府県単位でみると次ページ表1で示すとおりである。

なお、事案が改善した理由としては、「原因者への助言・指導等」、「原因者の転居・死亡等」、「関係部署・関係機関の連携による包括的支援」、「地縁団体や原因者の親族による清掃」等の回答があった。

図1 直近5年度（平成30年度～令和4年度）におけるごみ屋敷事案の認知状況

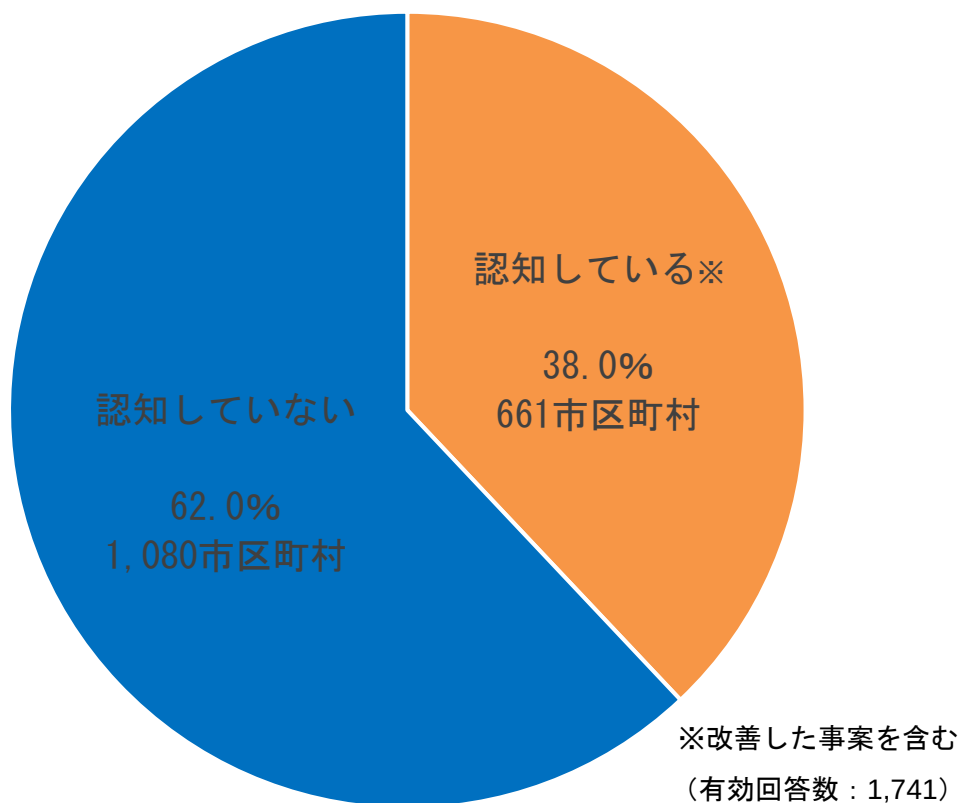
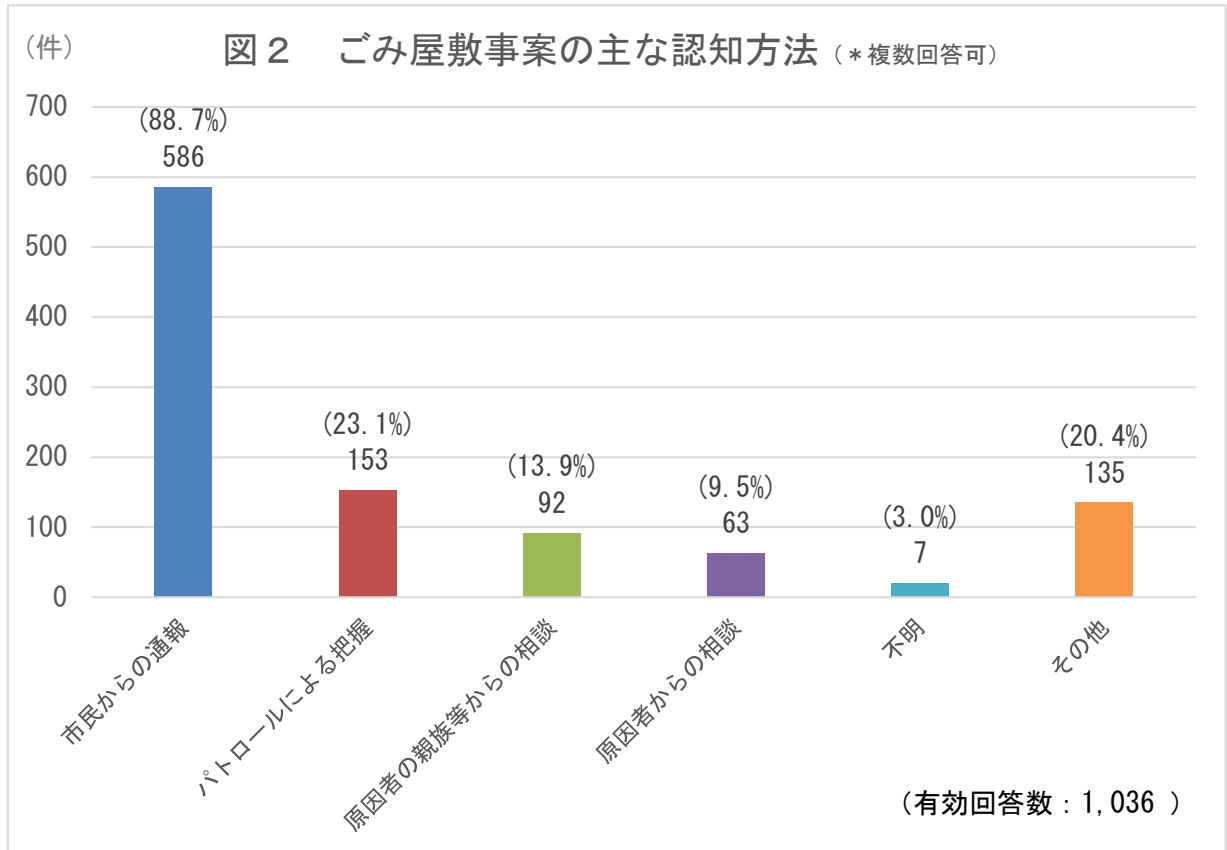


表 1 都道府県別事案改善状況（平成 30 年度～令和 4 年度）（降順）

都道府県名	認知している 事案の件数	左記のうち 改善した件数	現在認知している 事案の件数	改善割合
広島県	118	88	30	74.6%
愛知県	538	392	146	72.9%
鹿児島県	45	32	13	71.1%
和歌山県	17	12	5	70.6%
京都府	111	73	28	65.8%
神奈川県	323	204	119	63.2%
福岡県	86	53	33	61.6%
岩手県	83	51	32	61.5%
東京都	880	525	355	59.7%
石川県	22	13	9	59.1%
佐賀県	141	77	64	54.6%
栃木県	88	47	41	53.4%
兵庫県	275	143	132	52.0%
福井県	61	31	30	50.8%
高知県	239	120	119	50.2%
鳥取県	74	36	38	48.6%
新潟県	34	16	18	47.1%
大阪府	236	111	125	47.0%
静岡県	88	41	47	46.6%
山口県	13	6	7	46.2%
千葉県	341	152	189	44.6%
大分県	7	3	4	42.9%
沖縄県	28	12	16	42.9%
奈良県	15	6	9	40.0%
長崎県	34	13	21	38.2%
福島県	58	20	38	34.5%
三重県	258	88	170	34.1%
群馬県	49	16	33	32.7%
青森県	25	8	17	32.0%
岐阜県	44	14	30	31.8%
岡山県	26	8	18	30.8%
北海道	109	33	76	30.3%
宮崎県	45	13	32	28.9%
熊本県	38	10	28	26.3%
埼玉県	168	43	125	25.6%
山梨県	26	6	20	23.1%
愛媛県	66	14	52	21.2%
茨城県	57	12	45	21.1%
長野県	124	23	101	18.5%
滋賀県	22	4	18	18.2%
富山県	12	2	10	16.7%
島根県	6	1	5	16.7%
宮城県	31	5	26	16.1%
秋田県	13	2	11	15.4%
徳島県	24	2	22	8.3%
香川県	49	4	45	8.2%
山形県	77	3	74	3.9%
合計	5,224	2,588	2,636	49.5%

2. ごみ屋敷事案の主な認知方法

ごみ屋敷事案の主な認知方法として、最も多かったものは「市民からの通報」、次いで「パトロールによる把握」、「原因者の親族等からの相談」、「原因者からの相談」であった（図2）。「その他」としては、「福祉部署からの相談」、「空家対策担当部署からの情報提供」、「警察、消防等関係機関からの情報提供」、「ペットの多頭飼育事案で認知」、「民生委員からの相談」、「地域包括支援センターやケアマネジャーからの相談」等の回答がみられた。

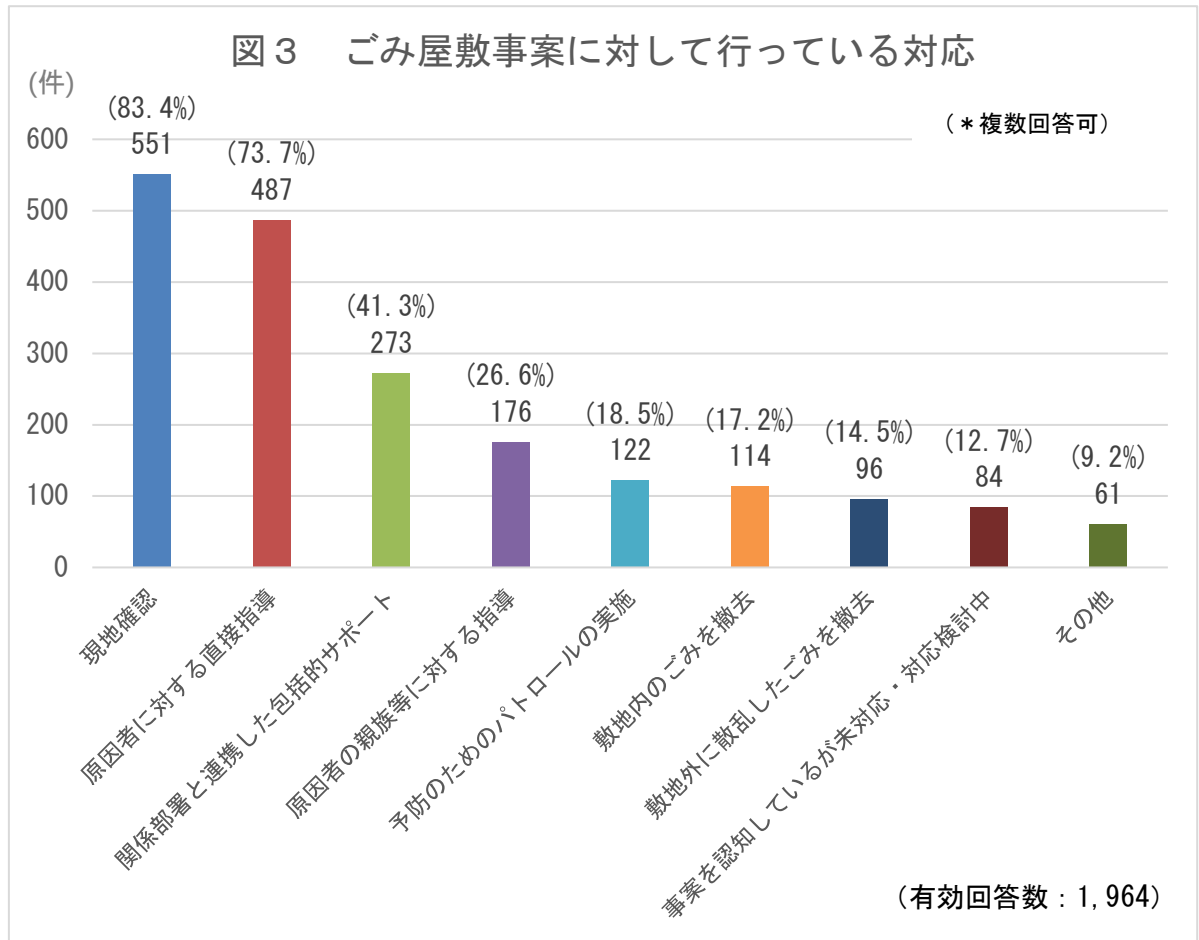


(注) ごみ屋敷事案を認知している市区町村数(661)を100%とした。

3. ごみ屋敷事案に対して行っている対応

ごみ屋敷事案に対して行っている対応として、最も多かったものは「現地確認」、次いで「原因者に対する直接指導」、「関係部署と連携した包括的サポート」であった。「その他」としては、「ごみ出しや分別に関する案内や業者の紹介」、「土地所有者や管理会社等への報告・相談」等の回答があった（図3）。

また、「敷地内のごみを撤去」と回答した114市区町村のうち、原因者等の同意を得て撤去しているのは112市区町村（98.2%）であり、「敷地外に散乱したごみを撤去」と回答した96市区町村のうち、原因者等の同意を得て撤去しているのは78市区町村（81.3%）であった。



(注) ごみ屋敷事案を認知している市区町村数（661）を 100 %とした。

4. ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況については、101 市区町村が「制定済み」と回答し、1,585 市区町村が「制定予定なし」と回答している（図4）。また、条例等を制定している市区町村の割合を都道府県単位でみると次ページ表2で示すとおりであり、都道府県によって制定状況に差が見られる。

さらに、条例等を制定済みの101 市区町村では、条例等を所管している部局としては、「廃棄物部局」が最も多かった。「その他」としては、「市民・住民部局」等の回答があった（図5）。

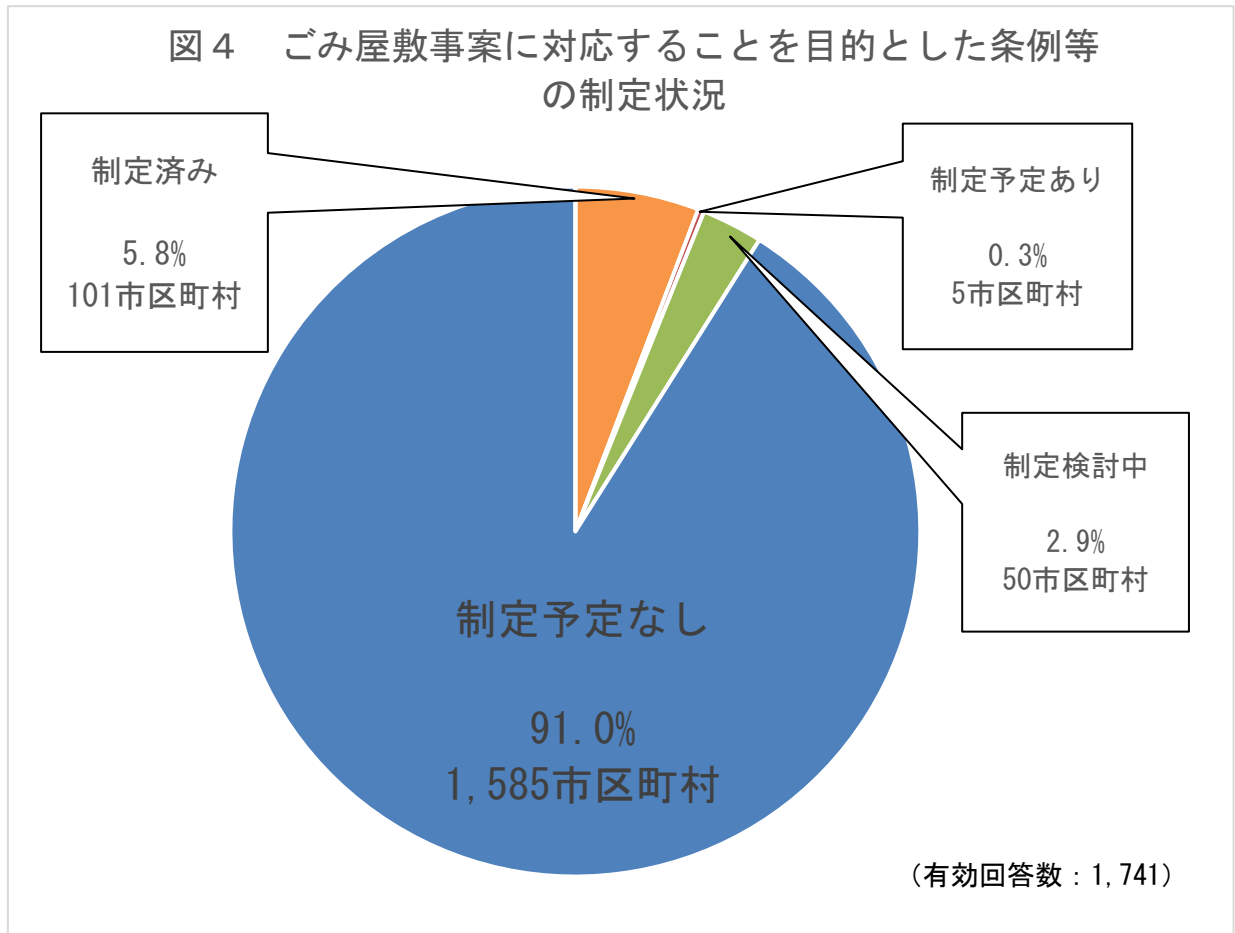
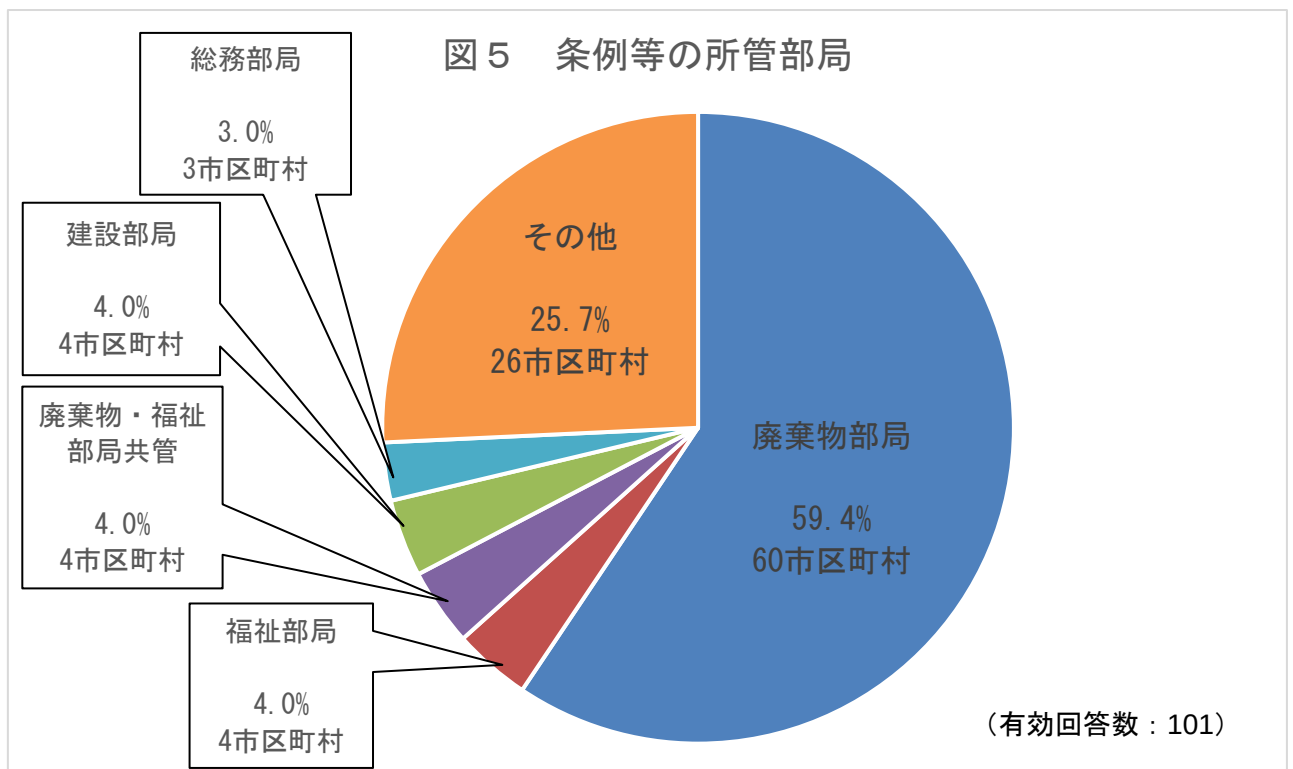


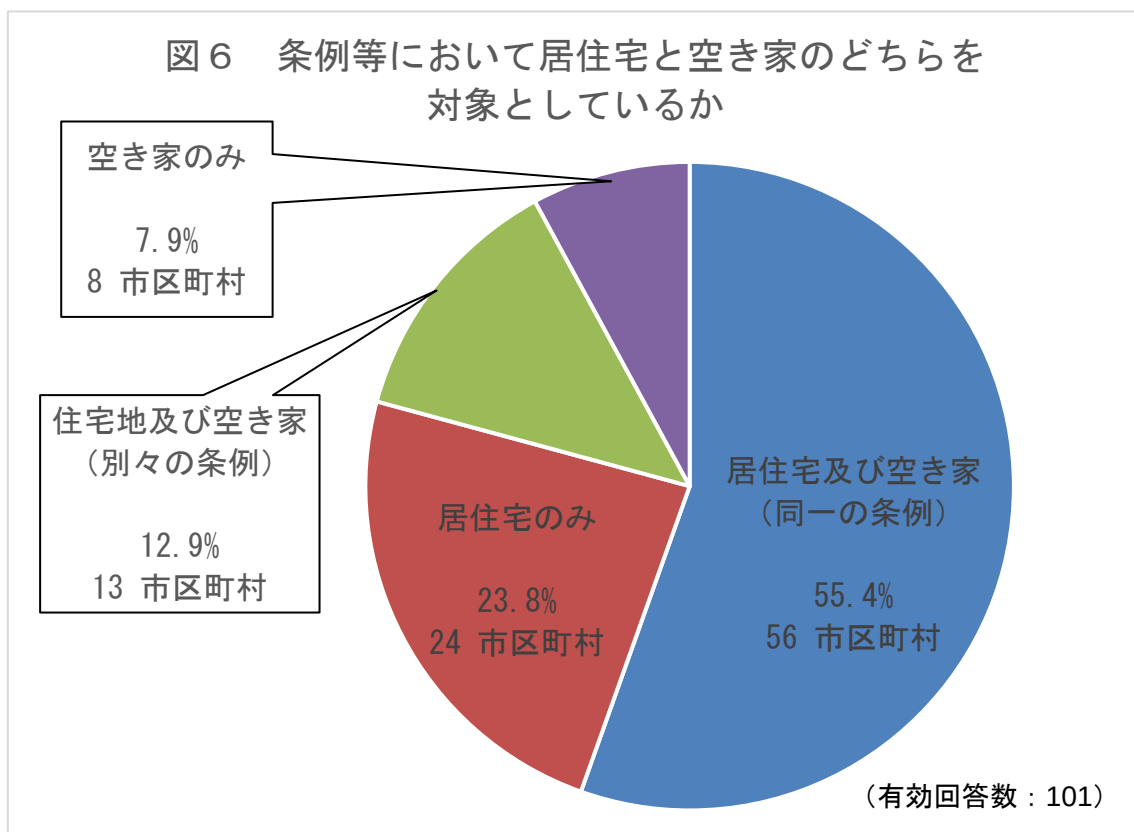
表2 都道府県別条例等制定状況（降順）

都道府県名	条例等制定有り	総市区町村数	割合
栃木県	6	25	24.0%
東京都	12	62	19.4%
大阪府	8	43	18.6%
富山県	2	15	13.3%
愛知県	7	54	13.0%
香川県	2	17	11.8%
三重県	3	29	10.3%
和歌山県	3	30	10.0%
佐賀県	2	20	10.0%
埼玉県	6	63	9.5%
岐阜県	4	42	9.5%
神奈川県	3	33	9.1%
群馬県	3	35	8.6%
静岡県	3	35	8.6%
徳島県	2	24	8.3%
兵庫県	3	41	7.3%
福岡県	4	60	6.7%
熊本県	3	45	6.7%
長野県	5	77	6.7%
福井県	1	17	5.9%
山口県	1	19	5.3%
青森県	2	40	5.0%
愛媛県	1	20	5.0%
茨城県	2	44	4.5%
秋田県	1	25	4.0%
京都府	1	26	3.8%
宮崎県	1	26	3.8%
岡山県	1	27	3.7%
福島県	2	59	3.4%
宮城県	1	35	2.9%
山形県	1	35	2.9%
鹿児島県	1	43	2.3%
北海道	4	179	2.2%
岩手県	0	33	0%
千葉県	0	54	0%
新潟県	0	30	0%
石川県	0	19	0%
山梨県	0	27	0%
滋賀県	0	19	0%
奈良県	0	39	0%
広島県	0	23	0%
鳥取県	0	19	0%
島根県	0	19	0%
高知県	0	34	0%
長崎県	0	21	0%
大分県	0	18	0%
沖縄県	0	41	0%
合計	101	1,741	5.8%



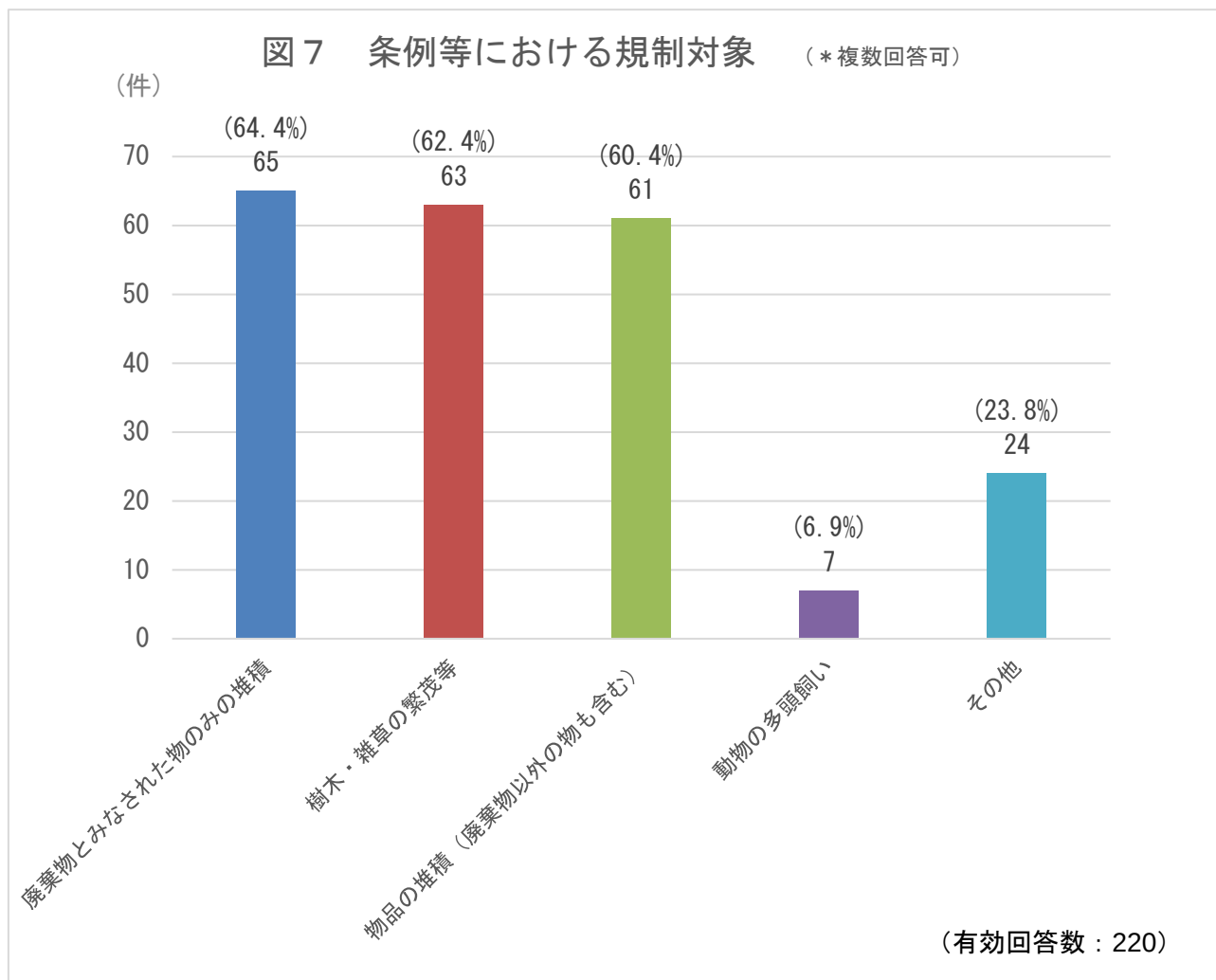
5. 条例等において居住宅と空き家のどちらを対象としているか

条例等において居住宅と空き家のどちらを対象としているかについて、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況を「制定済み」と回答した 101 市区町村のうち、最も多かったのは「居住地及び空き家（同一の条例）」であり、次いで「居住地のみ」、「住宅地及び空き家（別々の条例）」、「空き家のみ」であった（図6）。



6. 条例等における規制対象

条例等における規制対象として最も多かったのは「廃棄物とみなされた物のみの堆積」であり、次いで「樹木・雑草の繁茂等」、「物品の堆積（廃棄物以外の物も含む）」となっている。「その他」としては、「周辺の生活環境が著しく損なわれている状態」、「悪臭の発生」、「不特定多数の侵入により、犯罪、火災等が誘発されるおそれのある状態」等の回答があった（図7）。



(注) 条例等を制定している市区町村数(101)を100%とした。

7. 条例等におけるごみ屋敷の定義

条例等におけるごみ屋敷の定義について、67 件の有効回答があった。下記表 3 は、当該回答を分類し、一部を抜粋したものである。

表 3 条例等におけるごみ屋敷の定義

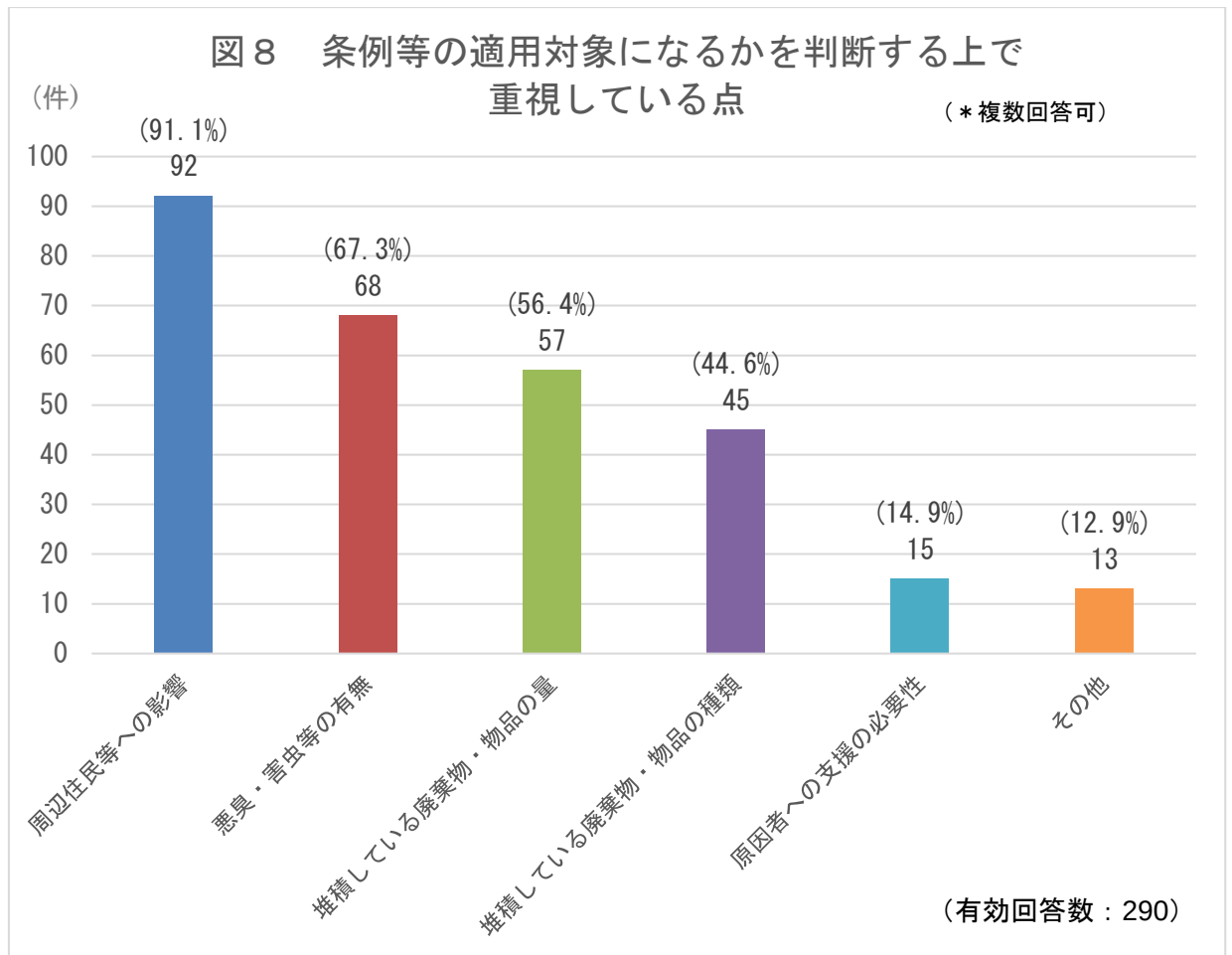
分 類	具体例（一部抜粋）
ごみ屋敷の定義を明確に規定している	・ 管理不良状態の住宅等（管理不良状態を「住宅等において、ごみその他の物品が堆積し、又は散乱した状態であって、悪臭もしくははえ、ごきぶりその他の害虫が発生し、もしくはねずみが生息し、又は当該物品の崩落もしくは火災発生のおそれがある状態その他の当該住宅等又はその周辺の生活環境が著しく損なわれている状態」、住宅等を「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）およびその敷地」と定義している。） ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）及びその敷地に物品が堆積し、又は散乱した状態であって、当該物品が崩落し、若しくは流出し、当該物品から悪臭が漏れ、又は当該物品にごきぶり、はえ、ねずみその他これらに類する動物が群生している状態その他の住居等の居住者及び地域住民の生活環境が著しく損なわれている状態 ・ 廃棄物等による不良状態 ・ 地域の環境美化を損ねるもの ・ 適正な管理がされていない廃棄物等、繁茂した雑草又は樹木により、土地又は建築物の周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい支障を及ぼし、又はそのおそれがある状態 ・ 建物等が管理不良状態にあるとき又は管理不良状態になるおそれがあるとき ・ 衛生上有害となるおそれのある状態 ・ 自己が所有し、占有し、又は管理する土地及びその周辺に廃棄物又は他人の遺棄に係る廃棄物を長時間堆積し、環境上不良状態にすること ・ 空き缶、吸い殻等が散乱している状態、雑草等が無秩序に繁茂している状態 ・ 廃棄物等が長期間放置されている状態 ・ 不良な生活環境 建築物等又は空き地における物の堆積若しくは放置、多数の動物の飼育、これらへの給餌若しくは給水又は樹木若しくは雑草の繁茂等により、当該建築物等若しくは空き地又はその周囲の生活環境が衛生上、防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態 ・ 大量の物を収集し住居やその敷地に堆積させて、衛生上、防災上、防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に陥っている状態 ・ 地域生活課題を抱える住民に対する支援、また社会生活を営むための支援が必要なもの

定義を明確に規定していないが、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした規定がある	・土地所有者等に対し、「…自己所有地等に廃棄物又は繁茂した雑草若しくは樹木が放置されていることによる衛生環境の悪化や火災の発生等のおそれがあるなど周辺住民の生活環境を害するような状態にならないよう、適切な管理に努めなければならない。」としてその責務を定めている ・土地又は建物の占有者や管理者の責務として、ごみの散乱の防止や清掃を行うなど、環境整備に必要な措置を講じることを課している ・「環境及び景観を阻害するもの」について規定 ・「自ら生じさせた廃棄物を不法に投棄し、放置し、又は散乱させることなく、適正な処理を行わなければならない」と規定 ・「区域内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めるとともに、町長が定める計画に従って建物内外の大掃除を実施しなければならない。」と規定。 ・「何人も、土地等に自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等を放置し、これらを飛散させ、流出させ、脱落させ、又は堆積させて地域の良好な環境を害することのないよう適正に管理しなければならない。」と規定 ・「ごみ捨て及びごみの散乱並びに不法投棄を防止するため、所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の適正な管理等に努めるとともに、実施する環境美化施策に協力しなければならない。」と規定 ・「空き家等の所有者等は、当該空家を管理不全な状態にならないよう、資材等の整理整頓並びに建物その他の工作物、草木並び敷地の適正管理を行わなければならない。」と規定 ・ごみの分別等が困難である世帯に対し、ボランティア団体等の協力を得て、ごみの特別収集を実施することにより、在宅での生活が維持できるよう支援し、もって健康的でさわやかな生活環境の確保を図ることを目的とする
--	---

※重複回答あり

8. 条例等の適用対象になるかを判断する上で重視している点

ごみ屋敷事案として条例等の適用対象になるかを判断する上で重視している点で、最も多かった回答は「周辺住民等への影響」であり、次いで「悪臭・害虫等の有無」、「堆積している廃棄物・物品の量」、「堆積している廃棄物・物品の種類」となっている。「その他」としては、「火災発生の危険性」、「通行上の危険性」等の回答があった（図8）。

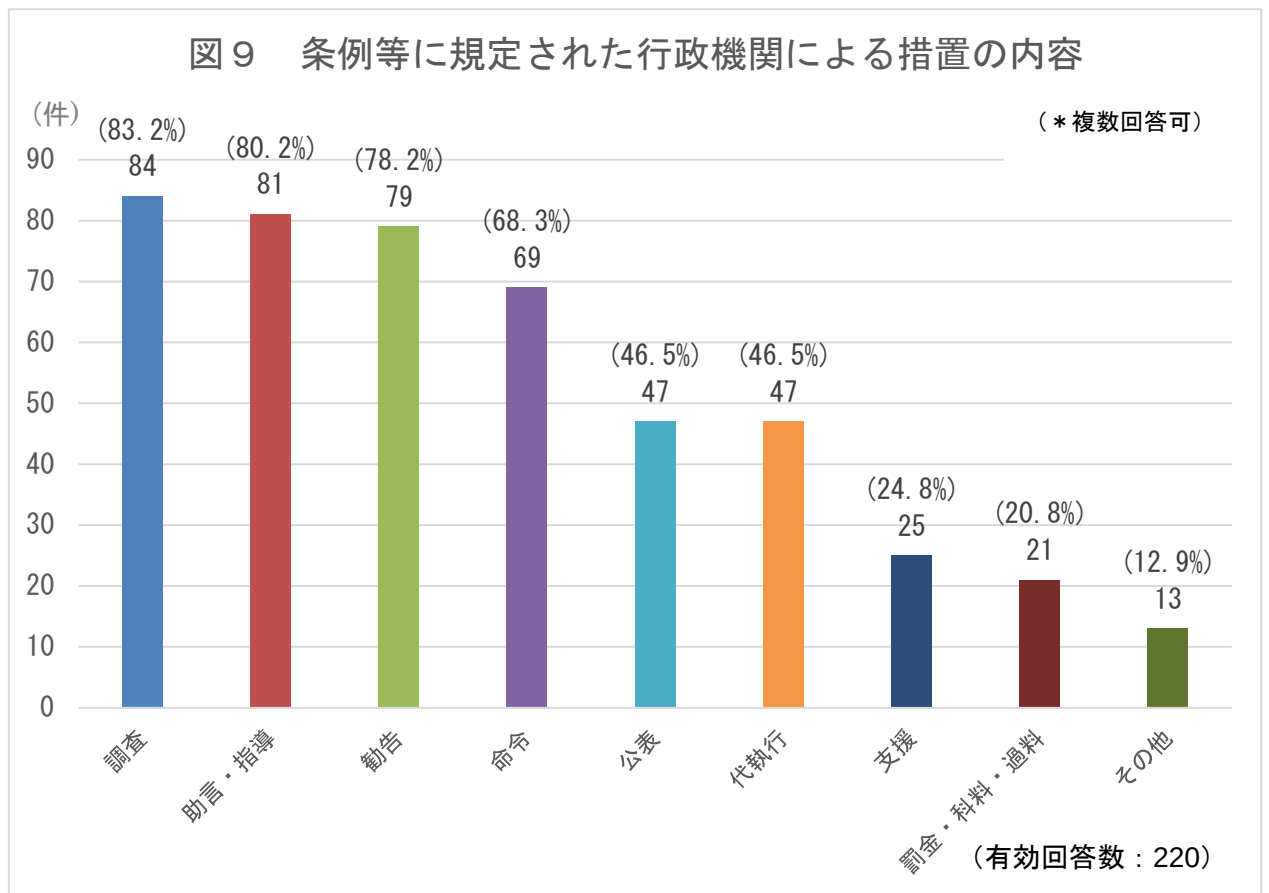


(注) 条例等を制定している市区町村数 (101) を 100 % とした。

9. 条例等に規定された行政機関による措置の内容

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した 101 市区町村のうち、当該条例等の施行による行政機関による措置の内容として最も多かったのは「調査」であり、83.2%を占めていた。次いで「助言、指導」、「勧告」、「命令」となっている。「その他」としては、危険な状態を回避するために必要な最小限の措置である「緊急安全措置（即時強制）」、「協力要請」等の回答があった（図9）。また、措置として「支援」を規定していると回答のあった 25 市区町村の支援の詳細について、回答の一部を抜粋し次ページ表4で示している。

さらに、措置として「罰金・科料・過料」を規定していると回答のあった 21 市区町村の金額の内訳をみると次ページ図10で示すとおりである。

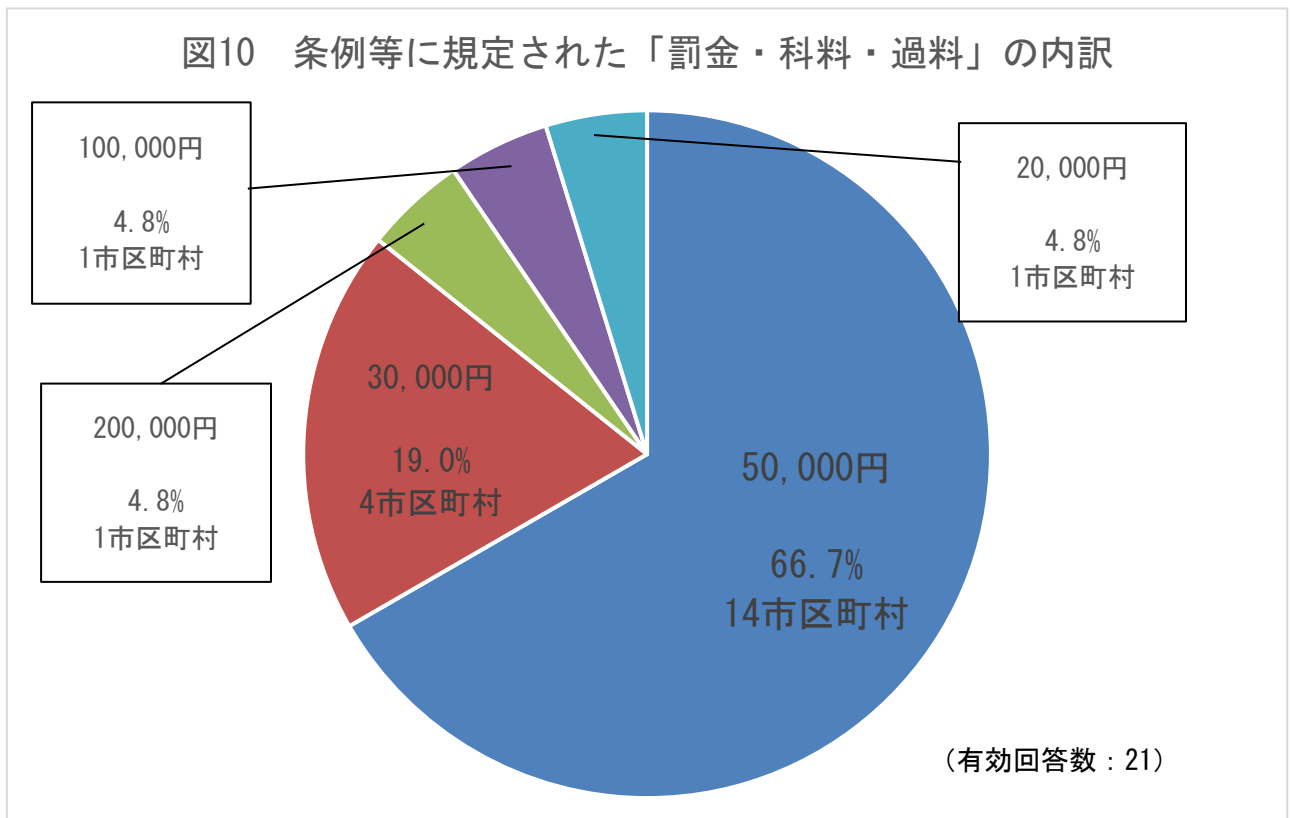


(注) 条例等を制定している市区町村数 (101) を 100 %とした。

表4 措置としての「支援」の詳細

具体例（一部抜粋）
・地域社会における所有者等の孤立その他の生活状態があることを踏まえた、福祉的観点からの支援 ・生活環境保全審議会に諮問し、ごみの撤去・処分 50 万円（上限）、樹木 50 万円（上限）の経済的支援を決定 ・建物等除去、廃材等運搬及び処理その他首長が必要と認める措置に要する費用の2分の1に相当する額とし、50 万円を限度とした補助金の交付 ・生活保護法等の規定に基づく手続等に関する情報の提供 ・廃棄物の収集・運搬、処分の支援 ・住民組織等と協力して不良な生活環境を解消するための支援

図10 条例等に規定された「罰金・科料・過料」の内訳



10. 条例等に規定された罰則規定の有無

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した 101 市区町村のうち、罰則規定の有無については、罰則規定が「含まれている」と回答した市区町村が 26、「含まれていない」と回答した市区町村が 75 であった（図 11）。それぞれの代表的な理由については次ページ表 5 に示すとおりである。

図11 条例等において罰則規定が含まれているか

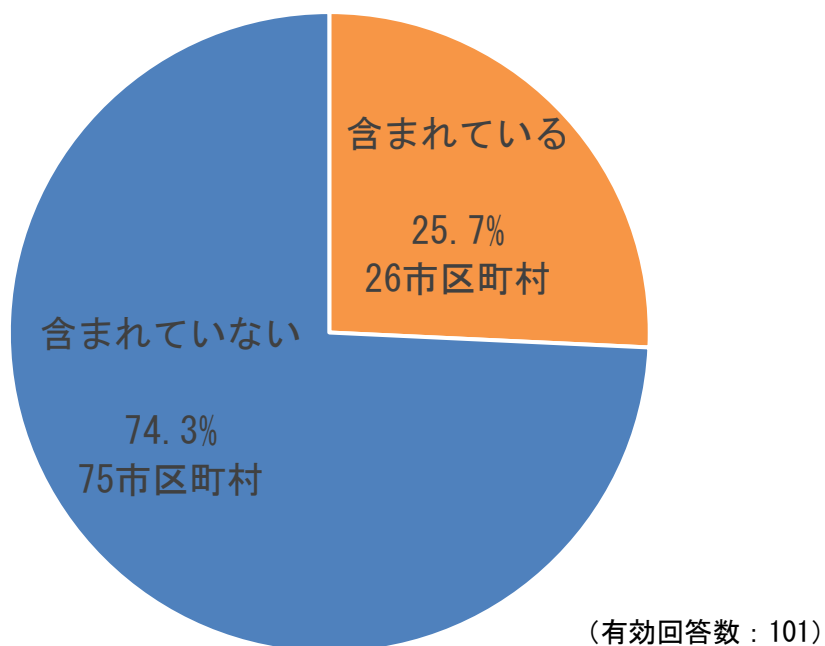


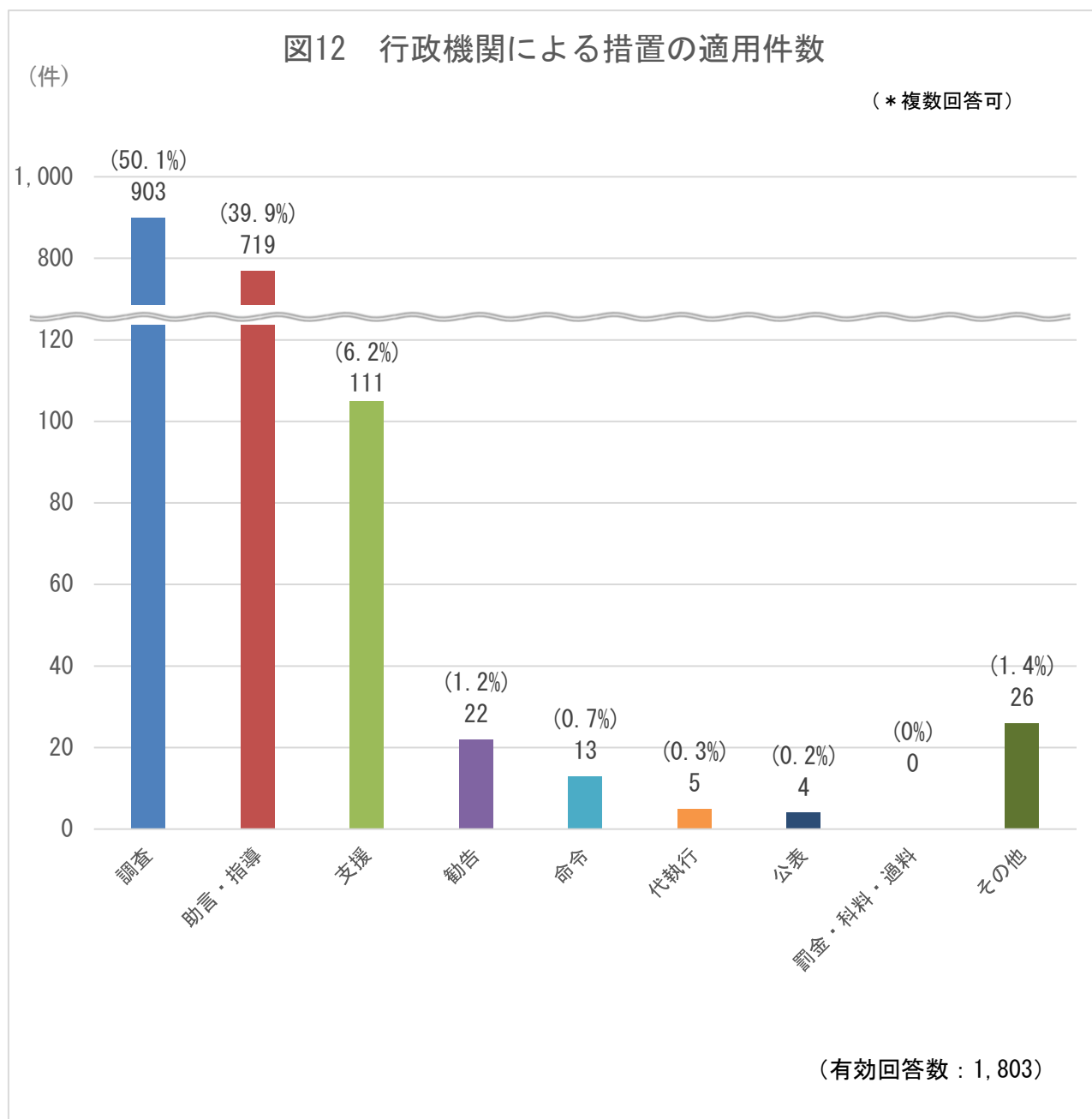
表5 条例等において罰則規定を設けた理由

罰則規定の有無	理由（一部抜粋）
有	・ 罰則規定等を盛り込むことで、義務履行に実効性を持たせるため。 ・ 立入調査について、過料による間接強制によってその実効性を担保し、適正かつ円滑な立入調査の実施を確保する趣旨。 ・ 対象者がその行為を改めない可能性もあり、生活環境の悪化により真に困っている住民のため対応できるよう、罰則を設けた。 ・ 近隣市町村条例との同調。 ・ 啓発のため。
無	・ 単なるごみの片付けや強制的な手法では根本的な解決に至らないと考えており、対象者自ら問題解決に向かうよう支援することとしている。罰則規程等は、こうした趣旨にそぐわないため。 ・ 罰則規定を盛り込み適用したとしても、原因者が抱える根本的原因を取り除かなければ、事案の解決に至らないと考えているため。 ・ いわゆる「ごみ屋敷」状態になる案件は、福祉的なサービスを必要とする方がほとんどであるため。 ・ 指導に従わない悪質な者に対しては廃掃法に基づく措置命令を出し、従わない場合には同法に基づく罰則適用ができると考えているため。 ・ ごみであっても住人の所有物で資産とみなされるため、ごみと資産の判断をするのが難しく、市が命令をして従わない場合に罰則を科すことが困難であるため。 ・ 適用条件や方法、金額等が妥当であるか判断が困難であるため。 ・ 罰則規定が含まれていなくても、条例に規定されている措置を講ずることで対応できると考えているため。 ・ 罰金・科料・過料を科すほどの大量ごみを想定していないため。 ・ 関係課及び関係機関の密接な連携及び協力により支援策の検討を行うことを目的としているため。 ・ 条例を制定した当時は、他自治体においてごみ屋敷や空き家等の対策に関する条例を制定している事例が少なく、罰則規定等の適用については慎重を期す必要があることから、罰則規定については盛り込まなかった。

※重複回答あり

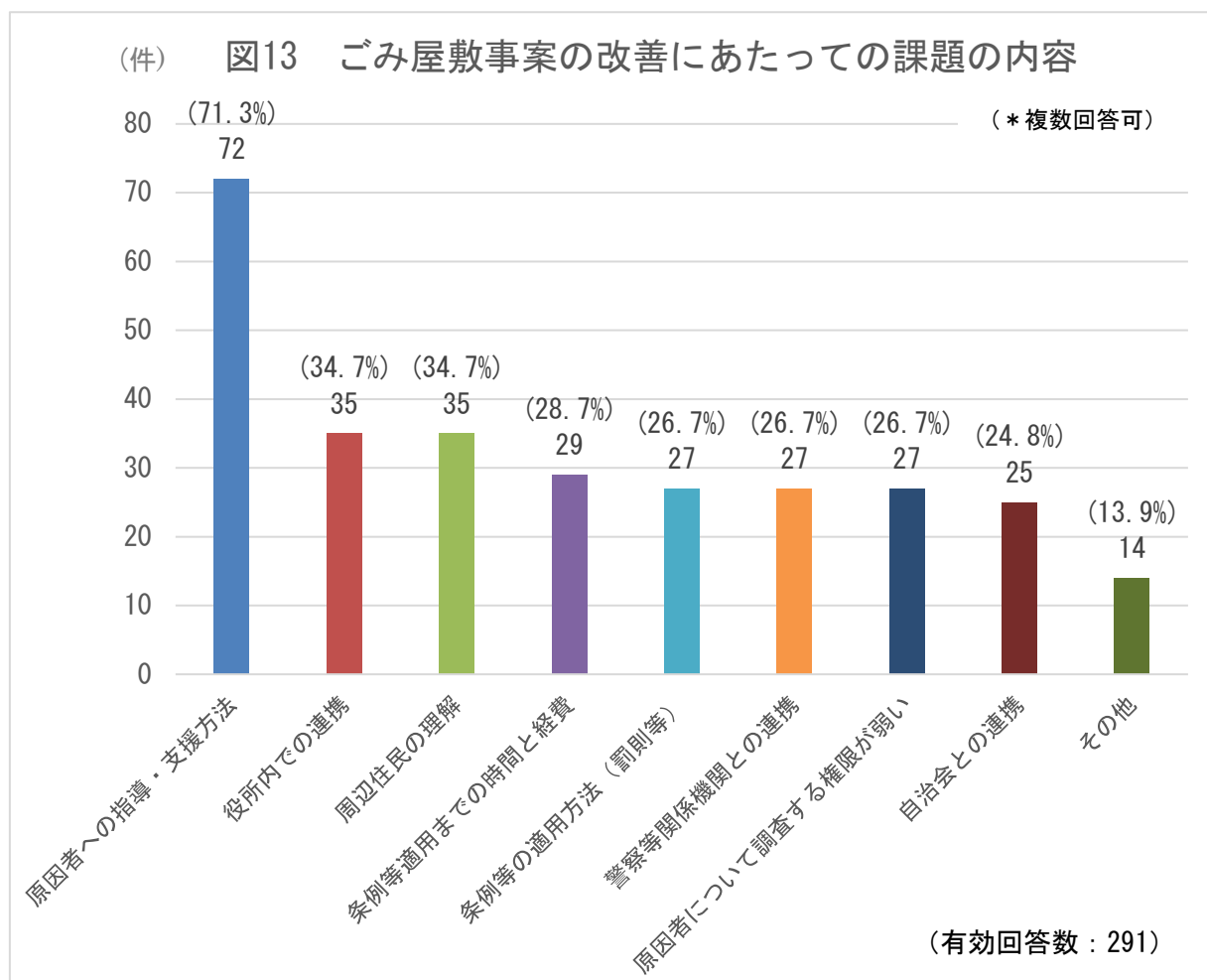
11. 行政機関による措置の適用件数

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した101市区町村のうち、行政機関による措置の適用件数として最も多かったのは「調査」であり、次いで「助言・指導」、「支援」、「勧告」となっている。「支援」の詳細としては、「地域住民で行う片付け支援」、「福祉部局等関係部局と連携した廃棄物の撤収支援」、「敷地内の廃棄物処理運搬に係る費用の一部を経済的支援」等の回答があった。また、「その他」としては、「堆積物の撤去、樹木の伐採等の応急措置」等の回答があった（図12）。



12. ごみ屋敷事案の改善にあたっての課題

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した101市区町村のうち、ごみ屋敷事案の改善にあたっての課題の内容として最も多かったのは「原因者への指導・支援方法」であり、次いで「役所内での連携」、「周辺住民の理解」、「条例等適用までの時間と経緯」であった。「その他」としては、「指導等による事案改善後のアフターフォローや再発防止に向けた取組」、「堆積者本人がごみではないと主張した時の対応が課題」、「処分希望があっても、処分費用が用意できないケースがある」、「民間福祉関係機関との連携」等のごみ屋敷事案特有の課題に係る回答や、「事案が条例の適用対象となるかどうかの判断の困難性」、「施行後1件も措置を行っていないことから、ノウハウもなく事案の解決に対して条例適用することに消極的」等、条例等の規定の運用に係る回答があった（図13）。



(注) 条例等を制定している市区町村数(101)を100%とした。

13. 条例等を制定する上で工夫した点、条例等を改正した理由

ごみ屋敷事案については、新規の条例等を制定する方法だけではなく、既存の条例等を改正することで対応している市区町村もみられるが、条例等を制定する上で工夫した点や、条例等を改正した場合の理由について、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況について「制定済み」と回答した市区町村から18件の有効回答があった。下記表6は、当該回答を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表6 条例等の制定に当たっての工夫・条例等の改正理由

分 類	具体例（一部抜粋）
制定する上で工夫した点	・福祉的アプローチを重視し、単にごみを片づけるだけではなく、当事者に寄り添い、生活上の諸課題や地域社会における孤立を解消し、再発防止も含めた根本的な問題解決につなげることを基本方針としている点 ・環境美化・保全に関し、条例制定以前も現地調査や原因者に対する指導・助言を行っていたが、法令に抵触するもの以外について、根拠を持たない状況にあったため、条例により原因者に対し理解・協力を得られるようなものとした ・条例所管部局と各区の関係部署が、情報を共有し、組織的に連携して対応できるよう、区長主宰による区対策会議を各区に設置した ・再発防止に関する関係機関との協力や占有者等に対する支援を盛り込んだこと ・関係課で情報共有することで多角的に対応を行うため、不良な生活環境に関する窓口を一本化したこと ・堆積物の火災や倒壊の恐れが高い場合などは緊急安全措置（即時強制）を行えるようにしたこと ・その当事者に寄り添った支援を行うことを基本とし、それでも解決に至らない場合に措置をとる条例としたこと ・不良な生活環境を解消するために知り得た個人情報の守秘義務について定めており、守秘義務に違反した場合は過料を徴収することとしている点
条例等を改正した理由	・条例改正において、様々な問題に対応できるよう適用範囲を拡大し、住民が安心して住み続けられるまちづくりを目指した ・先進事例を参考とした

※重複回答あり

14. 条例等の制定に当たっての課題

条例等の制定状況において「制定検討中」又は「制定予定あり」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例等の制定に当たっての課題については、27件の有効回答があった。下記表7は、当該回答を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表7 条例等の制定に当たっての課題等

分 類	具体例（一部抜粋）
実効性・費用対効果等	・ 人員、時間、専門知識等の不足。 ・ 現在のところ、該当する事案はないものの将来的には事案が発生する可能性もあるため早急に体制を整備したいと考えているが、知識やノウハウが欠如している。 ・ 制定先行町村と地域性の違いがあり、条例を制定した場合、理念のみを規定した条例となってしまう。実効性のある条例すべきと考える。
条例等における規定の内容	・ ごみ屋敷と認定する客観的基準。 ・ 措置に係る費用をどのように勘案するか。 ・ 指導・命令、行政代執行の措置、過料等について規定するかどうか。 ・ 措置を行う際に諮ることとなる審議会委員の選定。
関係部局、警察等関係機関、周辺自治体との連携・調整	・ ごみ屋敷の問題は、ごみだけでなく、防犯の関係・樹木や雑草の関係・動物関係等、複合的な要素が問題となるため、条例制定以前の協議が必要であり、他課との連携が課題となっている。 ・ ごみ屋敷と空き家とで担当部局が違うため、連携をとる必要がある。 ・ 取りまとめを行う部署をどうするかが課題。
事案・検討の不足	・ 施行している他市町村策定までのまでの流れや、条例の内容を把握したうえで制定を検討している。また、現状域内の把握ができていない状況であるため、その方法や対策など、どのように進めていくか検討していく。 ・ 今後、事案が増加した際は検討していく。 ・ 別荘地や地権者が不明な家にごみが散乱しており、直接指導や連絡をとることが難しい等の状況も考えられるが、効果ある対策を検討したい。

※重複回答あり

15. 条例等の制定を予定していない理由

条例等の制定状況において「制定予定なし」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例等の制定を予定していない理由については、1318 件の有効回答のうち、事案を認知していない（「事案が発生していない」、「問題が発生しておらず必要性がない」を含む）旨の回答が 959 件であった。下記表 8 は、当該回答以外の理由を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表 8 条例等の制定を予定していない理由

分 類	具体例（一部抜粋）
検討に至っていない	・ 制定のためのノウハウや情報、人員、予算等が不足している。 ・ 実際の件数や実態を把握していないため。 ・ 現時点では予定していないが、今後、制定等にむけた検討を行っていききたい。また、近隣市町村との意見や意向等を集約していきたい。 ・ 事案の件数等に鑑み、費用対効果が見込めないため。 ・ 条例制定にあたり、明確に所管が決まっていないなど、「ごみ屋敷」対応の取組体制が整っていないため。
条例等以外の既存の施策等が効果を示している	・ 現地確認や所有者への助言・指導などを実施することにより、改善効果が認められるため。 ・ 清掃指導員が定期的に訪問し処理の説得に努めており、原因者がごみであることを認識し、自らまたはその関係者が少しずつでも適正に分別し排出されれば定期収集等で対応している。 ・ 地域や関係部署、関係機関と連携して対応しており、条例制定にまでは至っていない。 ・ 所謂「ごみ屋敷問題」への対応は、自治会等の地域住人から相談を受けた際に、原因者とのコミュニケーションは、民生委員等を含めた地域住民にとっていただくようお願いしており、原因者と地域住人との協議を経て、原因者が了承した部分のごみ収集を即座に無償で行うようにするなど事案に応じて柔軟に対応することで概ね解決しており、現時点では条例化を必要としていない。
解決すべき課題がある	・ 住民管理ごみ収集所で被害等の実態把握ができていないため。 ・ 庁内において十分な議論が行われていないため。 ・ 個人の財産、プライベートの側面があるため。 ・ 「ごみ屋敷」として一概に定義付けることが難しい。 ・ 廃棄物該当性について、総合判断説により一概にごみ屋敷と判断することが難しいため。 ・ 民地の敷地内の管理については法的根拠がない場合、指導が難しい。特に居住宅の場合、民々の内容について原則は近隣住民と原因者の当人同士の話し合いで改善を進めていくこととしており、庁内に所管課はない。 ・ ごみを廃棄物でなく財産であると主張された場合の対応等の課題がある。
法令解釈等により対応している	・ 環境保全条例等の既存の条例により対応しているため、ごみ屋敷だけを対象とした条例の制定していない。 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応しているため。

※重複回答あり

16. 条例等の施行以外で、ごみ屋敷事案の改善に効果のあった施策等

条例等の制定状況において「制定予定なし」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例等の施行以外でごみ屋敷事案の改善に効果のあった施策等については、141 件の有効回答があった。下記表 9 は、回答の一部を抜粋したものである。

表 9 条例等の施行以外で効果のあった施策等

具体例（一部抜粋）
・適正管理指導・助言等の空き家対策。 ・指定ごみ袋の免除による後片付けの後押し。 ・町内会等地縁団体などからの声掛けや見守り、排出支援。 ・定期的なパトロール及び原因者との接触、また、産業廃棄物については都道府県と対応結果の共有を図るなど連携を図り、廃棄物の増加防止や減少に繋げている。 ・関係部署や関係機関、地縁団体との情報共有や連携した包括的サポートの実施。 ・庁内関係課に対し、ごみ屋敷への対応状況について、実態調査を行い、ごみ屋敷の状況に応じて関係課が連携・協力して解決に繋げた。また、こうした庁内関係課による情報共有を強化するため、ごみ屋敷の状態が解決した事例を解決集としてまとめ、関係課でノウハウの共有・活用を図っている。 ・繰り返し原因者に働きかけるとともに別の関係者（土地所有者、管理不動産会社等）がいる場合は、関係者にも改善を働きかける。 ・廃棄物処理法の規定による指導等。 ・居住者訪問による状況確認及びごみ出し支援。 ・ボランティア団体等を指定してクリーンセンターへのごみの持ち込みを承認する施策。 ・「堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等に係る相談取扱要綱」を制定し、総合相談窓口を設け、庁内関係部署と連携するなど、庁内横断的に居住者に対する福祉的な支援や実地調査などを行える協力体制を整えている。 ・高齢者世帯について、包括支援センター等との連携による生活習慣の改善に向けた訪問指導。 ・社会福祉協議会が実施する「たすけ合い給付金要綱」に基づく不用品、廃棄物等片付け費用給付制度。 ・職員が原因者と面談し聞き取りなどを実施。その後、掃除などを手伝うことにより改善した。 ・本人同意のもと有料戸別収集を実施し、本人立会いのもと分別指導しながら撤去を行っている。 ・職員、一般廃棄物収集運搬事業者、各町内の廃棄物対策推進員などによる巡回パトロール（不法投棄パトロールを含む）。 ・空き家バンクの活用、空き家改修による利活用。 ・近隣住民から苦情があった場合は、通知を送り、ごみを撤去するように指導している。 ・高齢者や障害者など生活支援を必要としている世帯を対象とした生活ごみ出し支援を実施している。

※重複回答あり

(参考)「ごみ屋敷」事案に対応することを目的とした条例等一覧

都道府県名	市町村名	条例等の名称	HP アドレス
北海道	長沼町	長沼町さわやか環境づくり条例	https://www1.g-reiki.net/maoi.naganuma/reiki_honbun/a091RG00000348.html
北海道	恵庭市	恵庭市空家等の適正な管理に関する条例	https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kyukyubosai/akiyataisaku/8330.html
北海道	様似町	様似町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	http://houmu.h-chosonkai.gr.jp~reikidb/top/detail/2493286
北海道	士別市	士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例	http://www.city.shibetsu.lg.jp/www/hp/reiki/reiki_honbun/r267RG00000495.html
青森県	黒石市	黒石市環境美化条例	https://www1.g-reiki.net/city.kuroishi/reiki_honbun/c005RG00001307.html
青森県	六戸町	六戸町環境美化条例	http://www1.g-reiki.net/rokunohe/reiki_honbun/c045RG00000472.html
宮城県	登米市	登米市環境美化の促進に関する条例	https://www.city.tome.miyagi.jp/reiki_int/reiki_honbun/r234RG00000489.html
秋田県	秋田市	秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例	https://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dc/reiki/reiki_honbun/c302RG00001030.html
山形県	河北町	河北町快適な住みよいまちづくり条例	https://www.town.kahoku.yamagata.jp/
福島県	郡山市	郡山市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	https://www1.g-reiki.net/koriyama/reiki_honbun/c504RG00000930.html
福島県	広野町	広野町環境基本条例、広野町環境美化条例	-
茨城県	筑西市	筑西市きれいなまちづくり条例	-
茨城県	小美玉市	小美玉市環境美化条例	https://www.city.omitama.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r357RG00000433.html

栃木県	宇都宮市	宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例	https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/kitsuen/1005241.html
栃木県	佐野市	佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例	－
栃木県	小山市	小山市環境美化条例	https://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/20/1444.html
栃木県	さくら市	さくら市環境美化条例	https://en3-jg.d1-law.com/sakura-tochigi/d1w_reiki/H417902500088/H417902500088.html
栃木県	塩谷町	塩谷町的美観を保護する条例	https://www1.g-reiki.net/town.shioya/reiki_honbun/e136RG00000546.html
栃木県	高根沢町	空き家等の適正管理に関する条例	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/bosai/bosai/akiya.html
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市まちをきれいにする条例	－
群馬県	下仁田町	下仁田町環境美化に関する条例	http://www.town.shimonita.lg.jp
群馬県	明和町	明和町生活環境の保全に関する条例	－
埼玉県	桶川市	桶川市環境美化に関する条例	http://www.city.okegawa.lg.jp/reiki_int/reiki_hombun/e33
埼玉県	三芳町	三芳町特定居住物件の環境の改善に関する条例	https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/life/gomi/2020-0701-0913-31.html
埼玉県	小川町	小川町環境保全条例	－
埼玉県	八潮市	八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例	https://www.city.yashio.lg.jp
埼玉県	草加市	草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例	－
埼玉県	秩父市	秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例	https://www.city.chichibu.lg.jp/5029.html
東京都	新宿区	新宿区空き家等の適正管理に関する条例	－

東京都	品川区	品川区空き家等の適正管理等に関する条例	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-kenchiku/hpg000025056.html
東京都	大田区	清潔で美しい大田区をつくる条例	-
東京都	世田谷区	世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/003/d00120036.html
東京都	中野区	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例	https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/472000/d024322.html
東京都	杉並区	杉並区生活安全及び環境美化に関する条例	https://en5-jg.d1-law.com/cgi-bin/suginami/startup.cgi
東京都	豊島区	豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例	https://www.city.toshima.lg.jp/315/1711270935.html
東京都	荒川区	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/p800RG00000417.html
東京都	練馬区	練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例	https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/akiya/06610171121162416055.html
東京都	足立区	足立区生活環境の保全に関する条例	https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/241024.html
東京都	八王子市	八王子市住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例	https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/g125RG00000739.html
東京都	檜原村	檜原村環境保全条例	-
神奈川県	横浜市	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yashiki/g-project.files/0003_20180726.pdf
神奈川県	横須賀市	横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2605/hp.html
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/gomi.html

富山県	高岡市	高岡市市民の手による美しいまちづくり条例	-
富山県	立山町	立山町環境美化の推進に関する条例	-
福井県	坂井市	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	http://www1.g-reiki.net/sakai-city/reiki_honbun/r367RG00000234.html
長野県	駒ヶ根市	環境保全条例	https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85567BBF&houcd=H408901010005&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj
長野県	安曇野市	安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例	-
長野県	朝日村	朝日村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例	-
長野県	池田町	池田町環境美化条例	-
長野県	小布施町	小布施町空き家等の適正管理に関する条例/小布施町廃棄物等による不良状態を解消する条例	-
岐阜県	岐南町	岐南町生活環境の保全に関する条例	http://www.town.ginan.lg.jp
岐阜県	揖斐川町	揖斐川町うつくしいまちづくり条例	http://www.town.ibigawa.lg.jp/
岐阜県	北方町	北方町生活環境の保全に関する条例	-
岐阜県	坂祝町	坂祝町環境保全条例、坂祝町空き家等の適正管理に関する条例	-
静岡県	三島市	三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例	https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn008352.html
静岡県	磐田市	磐田市迷惑防止条例	https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyohozen/kankyohou/1001485.html
静岡県	袋井市	袋井市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	https://en3-jg.d1-law.com/fukuroi/d1w_reiki/H429901010019/H429901010019.html

愛知県	名古屋市	名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例	https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000101158.html
愛知県	豊橋市	豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例	https://www.city.toyohashi.lg.jp/item/69997.htm
愛知県	岡崎市	岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例/岡崎市土地、建物等の不良な状態の適正化に関する事務処理要綱/岡崎市土地、建物等の不良な状態の適正化に関する行政代執行要領	http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00001051.html
愛知県	豊田市	豊田市不良な生活環境を解消するための条例	https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kankyou/1027048/1027060/1027078.html
愛知県	蒲都市	蒲都市住居等の不良な生活環境を解消するための条例	https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/seikatsuhuryoujoureipc.html
愛知県	小牧市	小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例	https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/shiminseikatsu/kankyou/1/1_1/37161.html
愛知県	稲沢市	稲沢市快適で住みよいまちづくり条例	-
三重県	東員町	東員町環境美化条例	https://www.town.toin.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i621RG00000350.html?id=j16
三重県	南伊勢町	南伊勢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例/南伊勢町空家等の適正管理に関する条例	https://www.town.minamiise.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r330RG00000363.html 、 https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/shoshiki/kankyou/seikatsu/kanrihuzen/2817.html
三重県	尾鷲市	尾鷲市廃棄物処理及び清掃に関する条例	kurinkuru@city.owase.lg.jp
京都府	京都市	京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例	https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000278/278733/jourei.pdf
大阪府	大阪市	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000272730.html

大阪府	豊中市	豊中市多機関協働推進会議	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/reiki/youkou/fukushi/youkou1.files/takikankyoudou.pdf
大阪府	茨木市	茨木市住居における物品の堆積による不良な状態を解消するための支援連絡会設置要綱	https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/20/202104ibarakishishienrennrakukaisethiyoukou.pdf
大阪府	泉佐野市	泉佐野市建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例	-
大阪府	河内長野市	河内長野市空家等の適正な管理に関する条例	https://www.city.kawachinagano.lg.jp/static/reiki/reiki_honbun/1700RG0001551.html
大阪府	羽曳野市	羽曳野市環境美化条例	https://www.city.habikino.lg.jp
大阪府	門真市	門真市美しいまちづくり条例	-
大阪府	岬町	岬町環境の美化に関する条例	http://www.town.misaki.osaka.jp/reiki_int/reiki_taikei/r_taikei_03_02.html
兵庫県	神戸市	神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例	https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/kurashi/recycle/gomi/shisaku/gomiya-shiki-taisaku.html
兵庫県	朝来市	朝来市生活環境保全条例	http://www.city.asago.hyogo.jp/reiki/reiki_honbun/r166RG00001117.html
兵庫県	加東市	加東市良好な環境の保全に関する条例	https://www.city.kato.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r315RG00000418.html
和歌山県	紀の川市	紀の川市環境保全条例	https://www1.g-reiki.net/kinokawa/reiki_honbun/r252RG00000656.html
和歌山県	すさみ町	すさみ町ごみ捨て及びごみの散乱防止に関する条例	-
和歌山県	串本町	串本町の豊かな自然と住みよい環境を守る条例	https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/reiki_honbun/r218RG00000352.html
岡山県	総社市	総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	https://www.city.soja.okayama.jp

山口県	宇部市	宇部市環境保全条例	https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/kankyohozen/hourei/1002801.html
徳島県	上板町	上板町環境美化の推進に関する条例	https://www.townkamiita.jp/reiki_int/reiki_honbun/o028RG00000317.html
徳島県	東みよし町	東みよし町空家等の適正管理に関する条例	https://www.town.higashimiyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r259RG00000566.html
香川県	三豊市	三豊市環境美化条例	-
香川県	琴平町	琴平町環境美化条例	http://www.town.kotohira.kagawa.jp
愛媛県	東温市	東温市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	-
福岡県	田川市	人に優しくうつくしいまちづくり条例	https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiiji0031809/index.html
福岡県	八女市	八女市環境保護条例	http://www.city.yame.fukuoka.jp/static/add/reiki/reiki_iuris/r_iuris_18.html
福岡県	芦屋町	芦屋町環境美化条例	https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A9160EC6D&houcd=H502901010014&nno=5&totalCount=8&fromJsp=SrMj
福岡県	岡垣町	岡垣町生活環境の保全に関する条例	https://www.town.okagaki.lg.jp/s003/060/070/20150403120954.html
佐賀県	嬉野市	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例	https://www1.g-reiki.net/city.ureshino/reiki_honbun/r277RG00000334.html
佐賀県	江北町	江北町空き家等の適正管理に関する条例	https://www.town.kouhoku.saga.jp/kiiji0031499/3_1499_3572_up_gah5dkkb.pdf
熊本県	大津町	大津町美しい町づくり条例	-
熊本県	菊陽町	菊陽町美しい町づくり条例	-
熊本県	南小国町	南小国町環境美化条例	https://www.town.minamioguni.lg.jp/

宮崎県	小林市	小林市さわやか収集実施要綱	－
鹿児島県	始良市	始良市環境美化条例	https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A91BBB3DF&houcd=H424901010010&nno=1&totalCount=35&fromJsp=SrMj